

情報モラル指導に関する研究

— 計画的に取り組む情報モラル指導の在り方の検討を通して —

永井佳幸¹

情報通信社会の進展に伴い、携帯電話やインターネットの利用に起因した社会的問題が多発している。児童・生徒に対する情報モラル指導の充実喫緊の課題であるが、現在の情報モラル指導には、体系的がない、学校全体の共通認識が欠けている、教職員の研修が十分でない、家庭との連携が不足している等の課題が存在している。本研究では、これらの課題を解決するための計画的な情報モラル指導の在り方を検討した。

はじめに

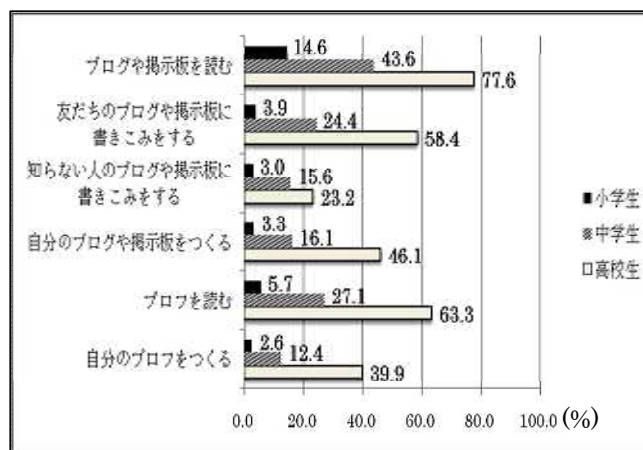
Benesse 教育研究開発センターが、2008年に全国の小学4年生から高校2年生を対象にして行った「子どものICT利用実態調査」では、「携帯電話の所有率(A)」と「家庭でのパソコンの利用率(B)」について、第1表のような結果が出ている(サンプル数10,267人)。

第1表 「携帯電話の所有率(A)」と「家庭でのパソコンの利用率(B)」

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2
A (%)	29	31	32	40	49	55	91	94
	平均			平均			平均	
	31			48			92	
B (%)	58	66	65	69	72	71	79	77
	平均			平均			平均	
	63			71			78	

(注)「携帯電話の所有率」は、「自分専用の携帯電話を持っている」と「家族と一緒に使う携帯電話を持っている」を合わせた%を表示。「家庭でのパソコンの利用率」は、「自分専用のパソコンがある」と「家族と一緒に使うパソコンがある」を合わせた%を表示。(Benesse 教育研究開発センター 2009 研究所報 VOL.53 「子どものICT利用実態調査報告書 一 小・中・高校生の携帯電話やパソコン利用の意識・実態を探る」を基に作成。データの小数第1位を四捨五入した。)

この調査結果から、児童・生徒の間に携帯電話やパソコンが広く普及している実態が分かる。児童・生徒は、これらの情報機器を通じて、メールの送受信、ホームページからの情報収集、動画や音楽のダウンロード、ブログ・掲示板やプロフの利用、ネットゲームやネットショッピングなど様々なインターネット利用を行っている。一例として「ブログ・掲示板やプロフの利用」については、同調査で第1図のような結果が出ている。



第1図 ブログ・掲示板やプロフの利用

(注)「パソコンだけです」と「携帯電話だけです」と「パソコンと携帯電話の両方です」とを合わせた%を表示。(Benesse 教育研究開発センター 2009 研究所報 VOL.53 「子どものICT利用実態調査報告書 一 小・中・高校生の携帯電話やパソコン利用の意識・実態を探る」を基に作成。)

児童・生徒の間に携帯電話やパソコンが普及し、これらの情報機器を通じて様々なインターネット利用が盛んになるに伴って、次のような社会的問題も発生している。

- ・ 掲示板等への誹謗(ひぼう)中傷の書き込み
- ・ ブログ、掲示板、プロフにおける個人情報の流出
- ・ 出会い系サイトの悪用
- ・ 架空請求、不当請求
- ・ フィッシング詐欺
- ・ ネットオークションの悪用
- ・ 著作権の侵害
- ・ ネット依存症
- ・ 携帯ゲーム機によるトラブル

このような状況において、児童・生徒がこれからの情報社会を生き抜いていくための情報モラル教育の充実喫緊の課題である。平成20、21年に告示された学習指導要領でも、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、「情報モラルを身に付ける」ことが明記されており、各学校には、児童・生徒の状況に応

1 カリキュラム支援課 指導主事

じた情報モラル指導の取組みが求められている。

研究の目的

社団法人日本教育工学振興会（JAPET）は、2006年度に文部科学省の委託事業「情報モラル等指導サポート事業」を行い、「情報モラル指導モデルカリキュラム」（以下、「モデルカリキュラム」という。）を開発した。

この「モデルカリキュラム」では、小学校から高等学校まで、児童・生徒の発達段階に応じて、情報モラルの学習目標が大目標、中目標、小目標の形で体系的に設定されている。

本研究では、この「モデルカリキュラム」を基にして、計画的に情報モラル指導を行うための方法を明らかにすることを目的とした。

研究の内容

情報モラル指導の課題を整理して、それらの課題を解決するための方策として、計画的な情報モラル指導の在り方を検討した。

1 情報モラル指導の課題

(1) 情報モラル指導の課題

次の二つの調査報告書を基に、情報モラル指導の現状についての考察を行い、課題を整理した。

(A) 「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」
株式会社富士通総研 2009（平成20年度文部科学省委託事業「先端的な情報通信技術を活用した教育・学習に関する調査」）

(B) 「情報モラルに関する調査報告書 ～校長、教員、児童生徒に対するアンケート調査から～」 財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）2005（平成16年度文部科学省「情報化の影の部分への適切な対応に関する研究委託事業」）

まず、(A)では、次のような結果が報告されている

- ①学校における児童・生徒への携帯電話の利用に関する教育の取組状況に関して、中、高等学校では約55%の学校が「学校全体として計画的に取り組んでいる」が、小学校ではその割合は17%にとどまっている。
- ②上記の取組状況について、「取り組んでいるが、具体には個々の教員に任せている」、「実施していないが、パソコンやインターネットに関する情報モラル教育は実施している」という学校を合わせると、小、中、高等学校ともその割合は89%以上に達する。
- ③情報モラル教育を実施している教科等としては、小学校では総合的な学習の時間、中学校では技術・家庭の技術分野、高等学校では情報が突出している。また、(B)では、次のような結果が報告されている。

- ④教員に対し、最近1年以内に自身の授業等で情報モラルに関する内容を扱ったか否かを質問したところ、「扱った」と回答した割合が18.1%（小学校17.6%、中学校19.1%、高等学校17.6%）であった。
 - ⑤教員に対し、情報モラルを指導するに当たり障害となったものを質問したところ、小、中、高等学校とも「自身の知識や経験の不足」が一番高い割合であった。
 - ⑥教員に対し、情報モラル指導に関する研修を受けたことがあるか否かを質問したところ、「ない」と回答した割合が72.3%（小学校67.3%、中学校74.5%、高等学校73.9%）であった。
 - ⑦教員に対し、情報モラル教育は家庭のしつけの中で行うべきものか否かを質問したところ、「家庭と学校の双方で行うべき」と回答した割合が84.8%（小学校87.2%、中学校85.4%、高等学校82.6%）であった。
 - ⑧校長に対し、勤務校の情報モラル指導が十分と考えているか否かを質問したところ、「不十分である」と回答した割合が72.9%（小学校77.7%、中学校69.6%、高等学校69.3%）であった。
 - ⑨上記の「不十分である」と回答した校長に対し、その理由を質問したところ、小、中、高等学校とも情報モラル指導の「時間の不足」が一番高い割合であった。
 - ⑩上記の「不十分である」と回答した校長のうち、「情報モラル指導について何らかの形で年間指導計画に位置付けている」と回答した校長を第1群、それ以外の校長を第2群として比較した結果、「時間の不足」を挙げた割合は、第1群の31.1%に対し、第2群では68.9%と大差が見られた。
 - ⑪校長に対し、勤務校で情報モラル指導に関する研修を実施しているか否かを質問したところ、「実施していない」と回答した割合が64.0%（小学校60.6%、中学校64.9%、高等学校69.3%）であった。
 - ⑫校長に対し、勤務校で情報モラル指導に関して家庭への情報提供、又は家庭との情報交換を行っているか否かを質問したところ、「行っていない」と回答した割合が66.6%（小学校70.3%、中学校55.4%、高等学校80.7%）であった。
- これらの現状から次のように情報モラル指導の課題を整理した。
- ・②に見られるように、多くの学校は何らかの形で情報モラル指導に取り組んでいるが、①に見られるように、その取組み（特に携帯電話の利用に関する教育の取組み）は必ずしも学校全体の計画的な取組みになっていない。
 - ・⑧に見られるように、多くの校長は勤務校の情報モラル指導が不十分であると考えている。
 - ・⑨に見られるように、校長が情報モラル指導が不十

分であるとする最大の理由は、情報モラル指導の時間が不足していることである。

- ・③、④に見られるように、情報モラル指導の時間が不足している原因は、情報モラル指導を行う教科等が一部に偏っていて、指導に携わる教員が限定されているからである。
- ・⑤に見られるように、教員が情報モラル指導を行う際の最大の障害は、自身の知識や経験の不足であるが、⑥、⑪に見られるように、それを補うための研修の実施も不十分な状況にある。
- ・⑦に見られるように、情報モラル指導を行う際には家庭との連携が必要であるが、⑫に見られるように、現状は家庭との連携が不十分な状況にある。

(2) 課題を解決するための方策

(1)で整理した情報モラル指導の課題を解決するために次の三つの方策を考えた。

ア 情報モラル指導を計画的に行う

⑩に見られるように、指導の時間の不足を解消するための方策として、情報モラル指導を計画的に行うことが有効な方策である。また、情報モラル指導を多くの教科等で行うためにも、学校全体の共通認識に基づいた組織的、計画的な取組みが必要である。

イ 教職員に対する研修を充実させる

すべての教職員が情報モラル指導に携わるためにも、大きな障害となっている知識や経験の不足を補うための研修を充実させる必要がある。

ウ 家庭との連携を促進する

多くの教職員が認識しているように、情報モラル指導を行う際には、家庭との連携が不可欠なので、学校と家庭との連携を促進する方策を講ずる必要がある。

2 計画的な情報モラル指導の在り方の検討

1の(2)で述べた三つの方策を実現するために、教職員に対する研修の充実と家庭との連携の促進という視点を取り入れた計画的な情報モラル指導の在り方を検討した。

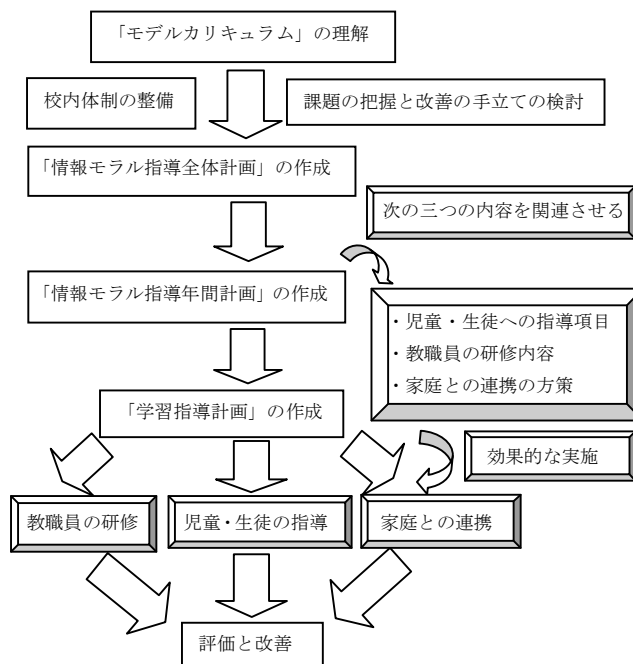
(1) 計画的な情報モラル指導を進める手順

「モデルカリキュラム」を情報モラル指導の指針として活用することによって、児童・生徒の発達段階に応じた体系的な情報モラル指導を実施することができる。「モデルカリキュラム」を基にして、どのように計画的な情報モラル指導を実施すればよいのか、その具体的な方法について検討を行い、第2図のように、計画的な情報モラル指導を進める手順を明確にした。

以下に、この手順における次の項目について検討した内容を示す。

- ・「モデルカリキュラム」の理解
- ・校内体制の整備
- ・課題の把握と改善の手立ての検討
- ・「情報モラル指導全体計画」の作成

- ・「情報モラル指導年間計画」の作成
- ・「学習指導計画」の作成
- ・評価と改善



第2図 計画的な情報モラル指導を進める手順

(2) 「モデルカリキュラム」の理解

「モデルカリキュラム」では、児童・生徒の発達段階として、小学校低学年（1・2年生）、小学校中学年（3・4年生）、小学校高学年（5・6年生）、中学校、高等学校の五つの段階を設定し、指導すべき情報モラルの内容を次の五つに分類している。

- ①情報社会の倫理：情報社会における義務や権利を理解して、責任ある行動ができるようにする。
- ②法の理解と遵守：情報社会における法律やルールを理解して、適切な行動ができるようにする。
- ③安全への知恵：情報社会の危険から身を守り、情報を正しく安全に活用できるとともに、自他の安全や健康を害する行動を抑制できるようにする。
- ④情報セキュリティ：情報セキュリティに関する基本的な知識を身に付けて、情報セキュリティの確保のために対応できるようにする。
- ⑤公共的なネットワーク社会の構築：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができるようにする。

この「モデルカリキュラム」の趣旨を理解し、これを基に各学校の状況に応じて、以下に述べる「情報モラル指導全体計画」、「情報モラル指導年間計画」、「学習指導計画」を作成することによって、計画的な情報モラル指導を効率的に行うことができると考えられる。

(3) 校内体制の整備

情報モラル指導を計画的に実施するためには、情報

モラル指導を学校の重要な教育内容の一つに位置付けて、それを推進していく校内体制を整備する必要がある。

ところが多くの学校では、情報モラル指導を担当する部署の位置付けが不明確になっているという課題が見られる。その理由としては、次のようなことが考えられる。

- ①既存の情報担当部署においては、校内ネットワーク管理や情報機器管理が業務の中心になっている。
- ②情報モラル指導は広範囲の内容を含んでいて、一つの部署の業務に限定することができない。例えば、携帯電話等に絡む実際のトラブルは児童・生徒指導の担当部署に、情報セキュリティに関する指導は情報や技術・家庭の教科指導者に任されていて、それらを統括する部署が存在しない。

このような状況を改善するための一つの方法として、情報モラル指導に関する統括部署と指導担当部署の役割分担を明確にした校内体制を整備することが考えられる。

統括部署は、各学校の教育方針や教育計画、及び学校の実態に応じて、学校としての「情報モラル指導全体計画」と、学年ごとの「情報モラル指導年間計画」を作成する。これらの計画作成は、学校全体を見渡して幅広い見地から行う必要があるため、企画会議等で行うのが適当と考えられる。

統括部署は、学年ごとの「情報モラル指導年間計画」を作成する際に、計画した指導内容を実際に指導する指導担当部署を指定する。例えば、情報セキュリティに関する指導は情報や技術・家庭等の教科に、道徳的な内容のモラル指導は道徳担当部署に割り振る。指導担当部署は、実際に指導を行うための「学習指導計画」を作成して指導を行う。

このように役割分担を明確にした校内体制を整備することによって、情報モラル指導を担当する部署の位置付けが不明確になっているという課題を解決することができる。

(4) 課題の把握と改善の手立ての検討

情報モラル指導の計画作成に当たっては、各学校の状況を分析し、その分析に基づいて、各学校の課題を把握し、その課題を解決するための改善の手立てを検討する必要がある。

各学校の状況分析は、児童・生徒の状況、学校での情報モラル指導の状況、家庭での情報モラル指導の状況等を把握して行う。

ア 児童・生徒の状況の把握

児童・生徒の情報通信機器の利用状況や直面している問題等を把握する。状況把握の方法としては、アンケート調査の実施が考えられる。アンケート調査で全体的な傾向を把握し、回答状況から必要に応じ、児童・生徒を抽出してヒアリング調査を行うことも考えられ

る。アンケート調査を抽出に用いる場合は、記名式にする必要がある。

また、アンケート調査を実施しない場合は、文部科学省や各研究所の調査結果等を利用しながら、日ごろの児童・生徒の生活状況等から実態を把握することに努める必要がある。

イ 学校での情報モラル指導の状況の把握

各学校で現在どのような情報モラル指導が行われているのかを把握する。状況把握の方法としては、児童・生徒の状況の把握と同様に、教職員に対するアンケート調査とヒアリング調査の二つの方法が考えられる。

ウ 家庭での情報モラル指導の状況の把握

各家庭で現在どのような情報モラル指導が行われているのかを把握する。状況把握の方法としては、アンケート調査の実施が考えられる。アンケート調査を実施しない場合は、保護者会や保護者面談等の機会を利用して、家庭での情報モラル指導の状況を把握することに努める必要がある。その際に、家庭から学校への要望が出されれば、それらを参考にすることも大切である。

これらの状況の把握に基づき、各学校の情報モラル指導についての課題を把握し、その課題を解決するための改善の手立てを検討する。その際に、第2表のような表を用いて整理すると効率的である。

第2表 課題と改善の手立ての整理の例（小学校）

状況の種別	課題	改善の手立て
児童	高学年で掲示板での悪口・嫌がらせに起因するトラブルが発生している	掲示板やメールなどのプラス面とマイナス面を理解させた上で、相手のことを思いやり、より良い人間関係を築こうとする態度を養うための指導を計画する
学校での情報モラル指導	低学年での情報モラル指導が行われていない	低学年での情報モラル指導を計画する
家庭での情報モラル指導	フィルタリングサービスの導入の割合が低い	フィルタリングサービスに関する保護者対象の講演会を開催し、保護者のフィルタリングサービスに関する理解を促進する

(5) 「情報モラル指導全体計画」の作成

「モデルカリキュラム」では、小学校から高等学校まで、児童・生徒の発達段階に応じて、情報モラルの学習目標が大目標、中目標、小目標の形で体系的に設定されているが、これらの目標設定は標準的なものなので、各学校では、この「モデルカリキュラム」を基にして、学校の課題に応じた学校独自のカリキュラムである「情報モラル指導全体計画」を作成する必要がある。

ある。

ア 「情報モラル指導全体計画」の作成目的

「情報モラル指導全体計画」を作成する目的としては、次のようなことが考えられる。

- ・各学校の課題を解決するための改善の手立てを具体化する。
- ・児童・生徒の発達段階に応じた体系的な指導を行う。
- ・情報モラル指導に対する学校全体の共通認識を形成する。
- ・児童・生徒及び家庭に対して、学校の教育方針、教育計画を明確に示す。

イ 「情報モラル指導全体計画」の作成方法

「モデルカリキュラム」の体系性をいかして、各学校の課題に応じた指導計画を作成するために、「モデルカリキュラム」の大目標と中目標をそのまま利用して、小目標を学校の課題に応じて設定する方法が考えられる。その際、一覧表になっている「モデルカリキュラム」を校種ごと（小学校は低・中・高学年ごと）に表に整理すると、計画作成作業の見通しがよくなる。例として小学校低学年用に整理したものを第3表に示す。

第3表 情報モラル指導全体計画（小学校低学年用）

分類	大目標	中目標	小目標
1. 情報社会の倫理	a1: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a1-1: 約束や決まりを守る	各 学 校 の 課 題 に 応 じ て 設 定 す る
	b1: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する	b1-1: 人の作ったものを大切にすることを心をもつ	
3. 安全への知恵	d1: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない	
		d1-2: 不適切な情報に出合わない環境で利用する	
	e1: 情報を正しく安全に利用することに努める	e1-2: 知らない人に、連絡先を教えない	
	f1: 安全や健康を害するような行動を抑制できる	f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	

※表における各目標の前に付いているコードについて、左から1桁目のアルファベット a～i は、大目標の項目を表す。左から2桁目の数字 1～5 は、校種（小学校は低・中・高学年に分かれている）を表す。左から3桁目の数字（ハイフンの後の数字）は、大目標の項目内の一連番号を表す。

(6) 「情報モラル指導年間計画」の作成

「情報モラル指導全体計画」に設定された小目標を実現するために、学年ごとに、いつ、誰が、どのような指導を行うのかを具体化するとともに、教職員の研修内容及び家庭との連携の方策を明確にしたものが、「情報モラル指導年間計画」である。

ア 「情報モラル指導年間計画」の作成目的

「情報モラル指導年間計画」を作成する目的としては、次のようなことが考えられる。

- ・児童・生徒の発達段階に応じた体系的な指導を行う。
- ・情報モラル指導に対する学校全体の共通認識を形成する。
- ・児童・生徒及び家庭に対して、学校の教育計画を明確に示す。
- ・「情報モラル指導全体計画」を具体化して、実際に指導を行う指導担当部署を明確にする。
- ・児童・生徒に対する情報モラル指導を効果的に行うための教職員の研修の充実、及び家庭との連携の促進を図る。

イ 「情報モラル指導年間計画」の作成方法

「情報モラル指導年間計画」の作成方法として、次のような手順が考えられる。

- (ア) 小目標実現のための指導項目の検討
 - (イ) 指導を行う学年の検討
 - (ロ) 指導を行う教科・領域の検討
 - (ハ) 指導を行う時期の検討
 - (ニ) 教職員の研修内容の検討
 - (ホ) 家庭との連携の方策の検討

各項目において検討すべき内容は次のようなものである。

(ア) 小目標実現のための指導項目の検討

「情報モラル指導全体計画」に設定された小目標を実現するために、児童・生徒に対してどのように具体的な指導を行う必要があるのかを検討して指導項目を決定する。

(イ) 指導を行う学年の検討

(ア)で決定した指導項目の指導を行う学年を検討して決定する。一つの項目に対する指導は、一回とは限らず、必要に応じて複数の学年で繰り返し指導することも考えられる。

(ロ) 指導を行う教科・領域の検討

(ア)、(イ)で決定した指導項目の指導を行う教科・領域を検討して決定する。指導を行う教科・領域としては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等が考えられる。指導を行う教科・領域が決まれば、指導担当部署が明確になる。

(ハ) 指導を行う時期の検討

(ア)～(ロ)で決定した指導項目の指導を行う時期を検討して決定する。各教科のシラバスや年間指導計画、学校行事との関連性を考慮して、最も効果的な時期を選択する。指導を行う時期を一つの時期に限定せず、掲示物等を利用して通年で指導することも考えられる。

(ニ) 教職員の研修内容の検討

学校として組織的に児童・生徒に対する情報モラル指導に取り組むためには、一部の教職員だけが情報モラル指導に携わるだけでは不十分である。すべての教職員が情報モラル指導に関する知識や指導法について学習し、自分ができることから指導に携わるようにする必要があるが、そのためには、教職員に対する研

修が不可欠である。

教職員に対する研修は、児童・生徒に対する指導と関連付けて行うのが効果的である。研修内容としては、次のようなものが考えられる。

- 情報モラルの授業に直結したもの
 - ・事前研修による指導内容に対する共通理解の形成
 - ・授業参観による指導方法の研修
 - ・事後研修における授業の評価と改善の検討
- 情報モラルに関する一般的な知識や指導法に関するもの
 - ・著作権、肖像権に関する指導法の研修
 - ・個人情報の取り扱いに関する指導法の研修
 - ・情報セキュリティ対策の理解
 - ・児童・生徒の携帯電話、パソコンの利用実態と発生している問題に関する研修
 - ・問題発生時の対処法の理解

研修の形態としては、研修会を実施するのが一般的であるが、各種会議における情報交換や配付物による研修形態も考えられる。

(カ) 家庭との連携の方策の検討

携帯電話やパソコンの利用に関しては、家庭での指導が大きな役割を果たしているので、学校で情報モラル指導を行う際には、家庭との連携を促進することが大切である。

家庭との連携を図る方法としては、次のようなものが考えられる。

- 学校で行っている情報モラル指導に関するもの
 - ・情報モラル指導についての学校の指導方針、指導計画の説明
 - ・授業実践の報告
 - ・家庭での指導の要請（家庭でのコミュニケーションの促進、携帯電話やパソコンの利用における家

庭でのルール作り等)

○児童・生徒が直面している問題とその対策に関するもの

- ・児童・生徒の携帯電話、パソコンの利用実態と発生している問題についての情報交換
- ・問題発生時の対処法の紹介

家庭との連携の形態としては、保護者会や保護者面談における話合い、保護者の授業参観や授業参加、保護者対象の講演会の実施、通信の配付等が考えられる。

以上の(ア)～(カ)の内容に基づいて、高等学校の第1学年の生徒を対象に作成した「情報モラル指導年間計画」の具体例を第4表に示した。

(7) 「学習指導計画」の作成

情報モラル指導を行う際には、具体的な指導内容を明確にするために、学習指導の設計図に当たる「学習指導計画」が必要になる。「学習指導計画」は、情報モラル指導の目標を達成するために、何を、どのような順序や方法で指導していくかという学習指導の構想を表現したものである。

ア 「学習指導計画」の作成目的

「学習指導計画」を作成する目的としては、次のようなことが考えられる。

- ・指導構想の明確化：頭の中にある構想を「学習指導計画」に書き表すことで、指導構想をより明確にする。
- ・学習者の理解：学習者である児童・生徒の実態をとらえ直したり、児童・生徒の課題を再認識することで、学習者に対する理解を深める。
- ・円滑な指導の実施：「学習指導計画」があることで、指導を円滑に進められる。
- ・指導者間の共通認識の形成：複数の教職員で指導を行う場合、指導者間の共通認識を形成する。

第4表 「情報モラル指導年間計画」の例（高等学校第1学年）

学期	小目標	生徒への指導項目	教職員の研修内容	家庭との連携の方策
1学期	情報検索の基本的な知識と技術を身に付ける。(中目標 e5-1「情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる」に対応)	検索サイトの種類や信頼できる情報の探し方を理解させる。(情報Aで実施)	・職員会議での研修(「全体計画」、「年間計画」を提示して、学校の指導方針、指導計画に関する共通認識を形成する。)	・保護者会における話合い(「全体計画」、「年間計画」を提示して、学校の指導方針、指導計画を説明する。) ・通信の配付(学校の指導方針、指導計画の説明)
2学期	情報技術を悪用しない。(中目標 a5-1「情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす」に対応)	他人の悪口等をネット上に流す行為の影響の大きさを理解させ、発信した情報が他人に二次利用される可能性があることや、取り返すことは不可能であることを理解させる。(特別活動で実施)	・学年会での研修(模擬授業を行い、指導内容に対する共通認識を形成する。) ・授業参観 ・通信の配付(授業実践の報告)	・授業参観の設定(「学校へ行く週間」に設定する。) ・通信の配付(授業実践の報告)
3学期	著作権を尊重する。(中目標 b5-2「著作権などの知的財産権を理解し、尊重する」に対応)	レポートや報告書における参考資料の扱い方を理解させる。(総合的な学習の時間で実施)	・学年会での研修(模擬授業を行い、指導内容に対する共通認識を形成する。)	・通信の配付(授業実践の報告)
通年	個人情報の取り扱いに注意する。(中目標 e5-2「自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる」に対応)	自分や他人の個人情報をプロフ等でむやみに公開しないように配慮できるようにする。(全校集会での講話や掲示物による啓発で実施)	・学年会やグループ会議等での情報交換(発生したトラブルについての情報を共有する。) ・通信の配付(個人情報の取り扱いに関する啓発資料)	・保護者面談における情報交換(発生したトラブルについての情報を共有する。) ・通信の配付(個人情報の取り扱いに関する啓発資料)

- ・教職員の研修内容、家庭との連携の方策の具体化：児童・生徒に対する効果的な情報モラル指導を行うための教職員の研修内容、家庭との連携の方策を具体化する

イ 「学習指導計画」の作成方法

「学習指導計画」の作成方法として、次のような手順が考えられる。

(ア) 指導のねらいの明確化

「情報モラル指導年間計画」の「児童・生徒への指導項目」における各項目について、既に把握した各学校の課題を解決するために、具体的にどのような指導を行うべきかを検討して、指導のねらいを明確にする。

(イ) 教材・教具等の検討

(ア)で明確にした指導のねらいに即して、そのねらいを実現できるような教材・教具等を検討する。

(ウ) 学習指導案の作成

(ア)、(イ)に基づいて、具体的に学習指導案を作成する。実際に情報モラル指導を行う教科・領域によって、次の二つの場合が考えられる。

- ・単元の学習指導案を作成する場合：情報や技術・家庭などの教科で指導する場合など。
- ・1単位時間の学習指導案を作成する場合：道徳、特別活動などで指導する場合など。

(エ) 教職員の研修内容、家庭との連携の方策の具体化

児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、教職員の研修内容と形態、及び家庭との連携の方策の内容と形態等を検討して、それらを具体化する。

ウ 「学習指導計画」作成上の留意点

「学習指導計画」を作成する際には、次のような点に留意する必要がある。

(ア) 判断力の育成

情報通信技術の発達はめざましく、情報安全の知識・技術も日々変化している。児童・生徒には、現状における情報安全の知識のみならず、更に情報通信技術が発達することが予想されるこれからの時代にも対応することができる力が求められる。

そこで、情報安全の知識・技術の基礎となる、様々な場面での的確な判断力や望ましい態度を養うことが大切である。そのためには、「～してはいけない」という安全指導的な側面に偏ることなく、児童・生徒に「なぜ？」と問いかけ、理由を考えさせることによって、判断力を育成することが必要である。

(イ) タイムリーな指導

総合的な学習の時間に調べ学習を行い、その結果をレポートにまとめて提出する際に、児童・生徒が著作物の不適切な引用等を行わないように、著作権に関する指導を行うことが考えられる。

このように、指導すべきタイミングをうまく設定し、タイムリーな指導を目指すことが大切である。

(ウ) 様々な場面での指導の繰り返し

情報モラル指導に限らず、児童・生徒に対する指導は、一回行うだけでは十分ではない。各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など様々な場面で、繰り返し指導することが大切である。

そのためには、情報モラルの授業という形にこだわらずに、機会あるごとに日常的に指導することも必要になる。

(エ) 学習活動の工夫

情報モラル指導では、パソコンや携帯電話等の情報通信機器の利用に関する場面を取り上げることが多い。そこで、児童・生徒がこれらの機器を利用して情報モラルが問われる場面を疑似体験できるようにしたり、教員がデモンストレーションしている様子をスクリーンに投影して、その様子を児童・生徒に観察させたりするなどの学習活動の工夫が求められる。

また、(ア)で述べた判断力の育成という観点からも、グループ討議やディベートなどの児童・生徒が主体的に取り組むことができる学習活動を効果的に取り入れることが必要である。

(オ) 児童・生徒の実態把握

情報モラル指導を行う前に、指導内容に関する児童・生徒の実態を把握するために、アンケートを実施することによって、指導者の児童・生徒に対する理解を深めることができ、児童・生徒の実態に即した指導を行うことが可能になる。

また、そのアンケート結果を授業の導入等に活用することによって、児童・生徒の授業に対する興味・関心を高めることができる。

さらに、指導の前後で、児童・生徒の意識や考え方にどのような変化が見られたのかを見取るために、ワークシートや振り返りシートを作成して、授業場面、及び授業後に活用することも大切である。

(カ) 配付物・掲示物の活用

(ウ)とも関連するが、情報モラルの授業という形にこだわらずに、機会あるごとに日常的に情報モラル指導を行うための方法として、配付物・掲示物の活用が考えられる。

例えば、学年通信や学級通信に情報モラルに関する啓発的な記事を掲載することによって、児童・生徒と保護者との対話が促進するような機会を提供することができる。

また、教室や廊下に情報モラルに関する掲示物を貼り出して、日常的に情報モラルに関する意識を高揚させる方法も考えられる。

(8) 評価と改善

ア 評価と改善のための材料

評価と改善を行うための材料としては、次のようなものが考えられる。

- ・各指導における児童・生徒の評価基準の達成状況
- ・ワークシートや振り返りシートから見取った児

童・生徒の意識や考え方の変化

- ・指導前後の児童・生徒の行動の変化
- ・児童・生徒の意識や行動の変化に関する家庭からの情報
- ・指導担当者の研究協議における協議内容

イ 評価と改善の時期と内容

情報モラル指導に対する評価と改善を行う時期は、大きく分けて、各指導の終了時と年度末の二つの時期が考えられる。それぞれの時期における評価と改善の内容は次のとおりである。

(ア) 各指導の終了時

各指導の終了時には、実施した指導に対して、アで述べた材料等を用いて、学習指導案、使用した教材・教具、教職員に対する研修内容、家庭との連携の方策等について、成果と課題を分析して評価を行う。

次に、その評価結果を基にして、「学習指導計画」についての改善を行い、次の指導に役立てる。

(イ) 年度末

年度末には、一年間の指導を振り返り、「情報モラル指導年間計画」及び「情報モラル指導全体計画」に対して、成果と課題を分析して評価を行い、その評価結果を基にして、次年度に向けた改善を行う。

評価結果、及びそれを基にした改善内容については、職員会議等を通じて、学校全体の共通認識を形成することが大切である。

研究のまとめ

本研究を通じて、「モデルカリキュラム」の体系性をいかして、各学校において組織的、計画的に情報モラル指導を行う方法を明らかにすることができた。

さらに、その方法に基づいて、本研究の調査研究協力員が所属する小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校において、計画的な情報モラル指導を実践した。それらの詳細は「計画的に取り組む情報モラル指導」という冊子に収録したので参照していただきたい。

今後は、この冊子や総合教育センターの Web ページ等を通して、本研究の内容を普及させていくことにより、各学校における情報モラル指導の推進を支援していきたい。

おわりに

本研究では現在の情報モラル指導の課題を解決するための計画的な情報モラル指導の在り方を検討した。その際に一番大切なことは学校全体の共通認識に基づいて、すべての教職員が情報モラル指導に携わることである。各学校における実践が進み、その成果を共有することが望まれる。

最後に、本研究を進めるに際しご協力いただいた 7

名の調査研究協力員の方々に、心よりお礼申し上げます。

[調査研究協力員]

藤沢市立亀井野小学校	江頭 政志
綾瀬市立寺尾小学校	芝 利治
平塚市立春日野中学校	阿部 紋子
厚木市立睦合東中学校	奥脇 章好
県立大師高等学校	猪谷多美子
県立湘南台高等学校	諏訪間雅行
県立湘南養護学校	窪田 譲

参考文献

- 神奈川県立総合教育センター 2008 「高等学校版 授業改善のための授業分析ガイドブック」
- 株式会社富士通総研 2009 「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(平成 20 年度文部科学省委託事業「先端的な情報通信技術を活用した教育・学習に関する調査」)
- 財団法人コンピュータ教育開発センター (CEC) 2005 「情報モラルに関する調査報告書 ～校長、教員、児童生徒に対するアンケート調査から～」(平成 16 年度文部科学省 情報化の影の部分への適切な対応に関する研究委託事業)
- 社団法人日本教育工学振興会 (JAPET) 2007 文部科学省委託事業 「すべての先生のための『情報モラル』指導実践キックオフガイド」
- Benesse 教育研究開発センター 2009 研究所報 VOL. 53 「子どもの ICT 利用実態調査報告書 — 小・中・高校生の携帯電話やパソコン利用の意識・実態を探る—」
- 赤堀侃司、野間俊彦、守末恵 2004 『情報モラルを鍛える 子どもに求められるコミュニケーションのちから』株式会社ぎょうせい
- 加納寛子(編著) 2005 『実践 情報モラル教育 — ユビキタス社会へのアプローチ—』株式会社北大路書房
- 中村祐治(編集代表) 2007 『日常の授業で学ぶ情報モラル』教育出版株式会社
- 野間俊彦 2005 『Q&Aで語る情報モラル教育の基礎 基本 —知らないところで進んでいるネットの危険—』明治図書出版株式会社
- 堀田龍也(編著) 2006 『事例で学ぶ Net モラル ～教室で誰でもできる情報モラル教育～』株式会社三省堂
- 宮原克彦、坂元章、原克彦、永野和男 2008 「情報モラル指導ポータルサイトの構築 —情報モラル指導に役に立つポータルサイトの紹介—」(第 34 回全日本教育工学研究協議会全国大会—三重大会—配付資料)